

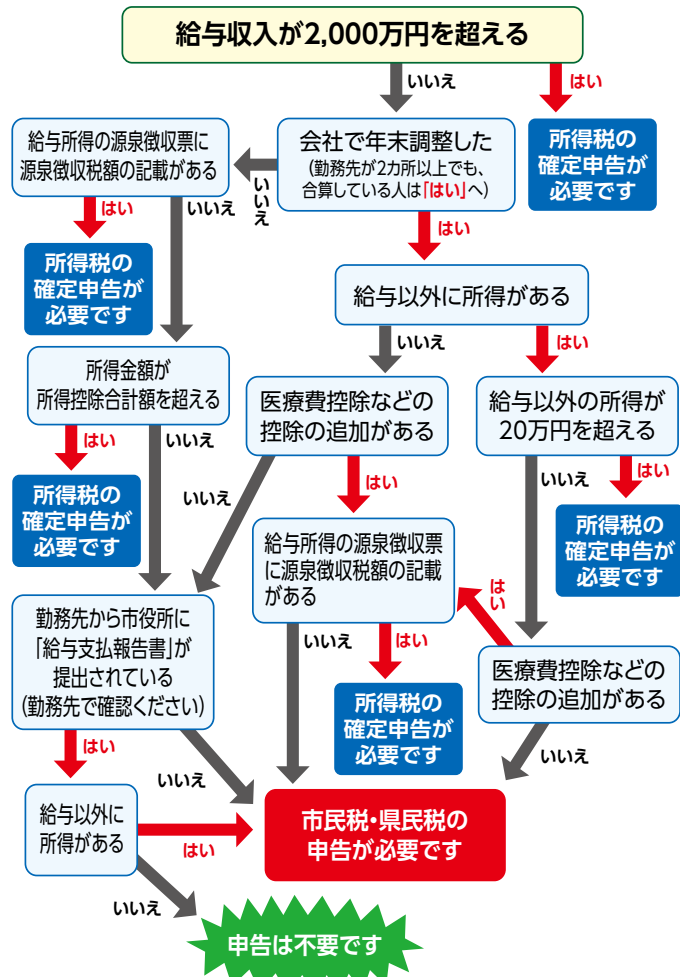
申告は必要ですか？

三条税務署 ☎32-6211
税務課 ☎34-5529

- ① 主に給与の収入があった人
- ② 主に公的年金の収入があった人
- ③ 営業・農業・不動産などの収入があった人
- ④ 収入がなかった人
非課税所得のみの人
(遺族・障害年金、失業保険など)

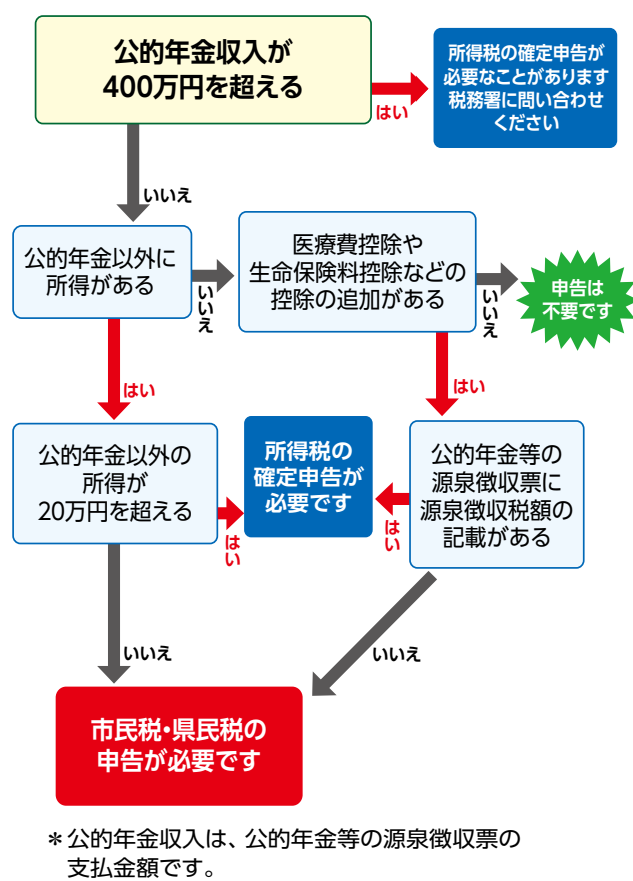
対応する番号へ↓

① 主に給与の収入があった人



*給与収入は、給与所得の源泉徴収票の支払金額です。

② 主に公的年金の収入があった人

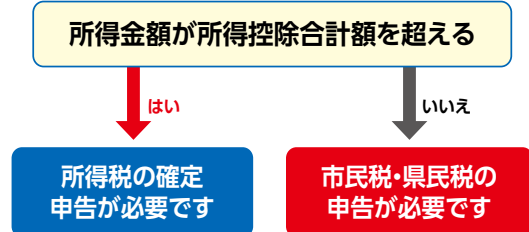


④ 収入がなかった人 非課税所得のみの人 (遺族・障害年金、失業保険などがあつた人)

市民税・県民税の申告が必要です

*市民税・県民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定資料となり、福祉制度の利用、所得証明書などの発行に必要です。

③ 営業・農業・不動産などの収入があつた人



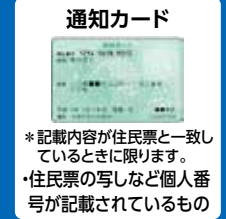
持ち物

事前に確認ください。

- 通帳など、申告者名義の口座情報が分かるもの
- マイナンバーカードか右記の確認書類
- 税務署から届いた申告書やお知らせ(あれば)
- 三条市から届いた申告書やお知らせ(あれば)

マイナンバーカードのない人

番号確認書類



身元確認書類

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳

⚠ 代理人が申告をするときは、次のものが必要です。
・代理人の身元確認書類
・申告者の個人番号確認書類と身元確認書類の写し(事前に添付書類台紙に貼ってお持ちください。)

所得の確認のために必要なもの

| | |
|---------------------------|---|
| 給与所得、年金所得 | 支払者が発行する源泉徴収票の原本 |
| 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(内職など) | 収入と経費の内訳を記入した収支内訳書(事前に作成ください)、各種帳簿類、領収書など |
| 一時所得 | 生命保険満期の通知など所得額を証明するもの |

控除を受けるために必要なもの

| | | |
|--|---|---|
| 雑損控除 | 昨年中、災害などでやむを得ず支払った金額の領収書 | |
| 医療費控除 *通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。 | 通常の医療費控除 | 家族ごと、支払先ごとに合計額を計算した医療費控除の明細書(事前に作成ください)、保険金などで補填された金額が分かる資料 |
| | セルフメディケーション税制 | 支払先ごとに合計額を計算したセルフメディケーション税制の明細書(事前に作成ください) |
| 社会保険料控除 | 市や年金機構などが発行する昨年中に支払った金額の証明書 | |
| 生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除 | 保険会社などが発行する昨年中に支払った保険料や掛金額の証明書 | |
| 障害者控除 | 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など障がいの程度が分かるもの | |
| 勤労学生控除 | 学生証か在学証明書 | |
| 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除 | 扶養になる人の所得が分かるもの | |
| 寄附金控除 | 寄附先が交付する寄附金の受領証明書(災害義援金なども対象になることがあります。) *ふるさと納税のワンストップ特例申請をしても確定申告、市民税・県民税の申告をすると無効になります。申告時には必ず「寄附金受領証明書」をお持ちください。 | |
| 住宅借入金等特別控除 | 初めて申告する人→三条税務署に問い合わせください。☎32-6211 2年目以降の人→税務署から発行された住宅借入金等特別控除の証明書、金融機関の年末ローン残高証明書 | |

おむつに係る費用の医療費控除が受けられます

高齢介護課 ☎34-5475

高齢介護課、栄・下田各サービスセンターで申請書を提出して確認書を受け取り、申告時に提出ください。

対象…介護保険の要介護認定を受けていて、次の両方に該当する人

- ・おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降
- ・要介護認定の主治医意見書により、寝たきりで尿失禁の可能性のあることを確認できる。
- *初めての人は医療機関の発行する「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けてください。

